

古河市内で太陽光発電事業を計画している方へ

～令和8年7月1日から制度が変わります～

① 届出対象とする総発電出力を 50kW 以上から **10kW 以上に変更します**

7月1日から古河市内で総発電出力が 10kW以上の太陽光発電設備を設置する場合、届出が必要になります。
※目的(売電、自家消費)や用途(家庭用、事業用)は問いません。
※発電設備の完成から1年以内かつ 100m以内に設備を新設又は増設する場合、合算した発電出力となります。

② 太陽光発電設備を抑制するべき区域(抑制区域)を設定します

次の区域は、太陽光発電設備の設置を抑制するべき区域(抑制区域)とします。詳細は裏面を参照ください。

- | | |
|---------------------------|-----------------------|
| ①自然環境若しくは森林の保全区域又は農業の振興区域 | ②自然災害が発生するおそれがある区域 |
| ③歴史的又は郷土的な特色を有している区域 | ④地域を象徴する優れた景観を有している区域 |
| ⑤住居等を目的とした市街化区域及びその周辺区域 | ⑥都市施設の用に供する計画のある区域 |
| ⑦市街地開発事業等の予定区域 | ⑧その他市長が指定した区域 |

③ 関係法令許認可の事前取得が必要になります

関係する許認可については、実施協議の前に許認可を受けることが必要になります。
例)森林法における林地開発許可、宅地造成等規制法(盛土規制法)における許可、農地法における農地転用、農用地除外の同意見込み など

④ 説明会の対象範囲を拡大します

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法で定める範囲及び方法に準じて実施してください。

⑤ 当該設備の撤去費用の積立てが義務付けられます

届出が必要となる全ての太陽光発電設備について、将来発生する当該設備の撤去費用(整備費用の 5/100 相当)を積み立てることが義務付けられます。既設の太陽光発電設備についても、ご協力をお願いします。

⑥ 防草対策や一定規模の場合には、接道・緩衝帯の設置が義務付けられます

防草シートやコンクリート、アスファルト、ウッドチップ等による防草対策の施工が義務付けられます。既存の太陽光発電設備についても、ご協力をお願いします。また、測量の実施が必須となるほか、事業規模に応じて接道や緩衝帯の設置が義務付けられます。

⑦ 一定の要件に該当する場合には、申出を却下又は留保する場合があります

事業者が暴力団に該当する場合や市税を滞納している場合などには、協議の申出を却下又は留保する場合があります。

⑧ 事業者への指導・勧告、氏名等を公表する要件をより厳格にします

正当な理由なく廃止した太陽光発電設備を撤去しない場合などには、市が文書で指導、勧告できるようになりました。これに従わない場合には、事業者の氏名等を公表する場合があります。

⑨ 太陽光発電設備の災害時一般利用に向けた協定の締結にご協力ください

災害時等に太陽光発電設備を非常用電源として一般利用できるよう、市との協定締結にご協力をお願いします。

規模及び種類別の届出対象

◎＝事前協議及び実施協議が必要 ○＝実施協議が必要 ×＝協議不要

総発電出力	設置場所	
	野立て(営農型含む)	屋根、壁、カーポート
50kW 以上または 事業区域 500 m ² 以上または 抑制区域内	◎	×
10kW 以上 50kW未満	◎/○※	×
10kW 未満	×	×

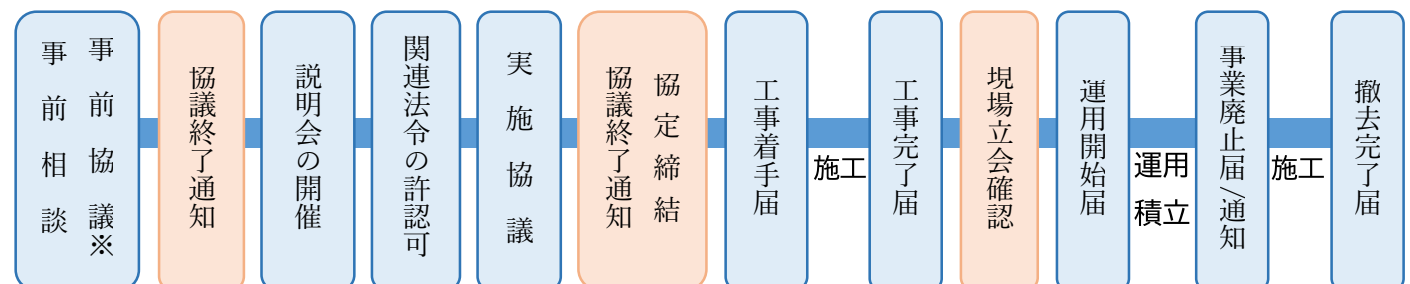
※事業区域内に抑制区域を含まず、かつ、事業区域面積が 500 m²未満の場合は事前協議が不要になります。

主な改正点(新旧対照表)

項目	旧	新
届出対象事業	50kW以上 立地に慎重な検討が必要な地域	10kW以上
説明会の範囲	隣地土地所有者 50m以内の居住者	隣地土地所有者 低圧(50kW未満):100m以内の居住者 高圧(50kW以上):300m以内の居住者
抑制区域	なし	自然環境保全地域、鳥獣保護区、特別保護地区、地域森林計画の対象森林 農用地区域、甲種農地、第1種農地、採草放牧地 河川区域、河川保全区域、河川予定地、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域 地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域 史跡名勝、天然記念物所在地、埋蔵文化財包蔵地 景観形成重点地区、景観形成重点路線道路端から10m以内 住居系用途地域及びその周辺300m以内、都市計画施設予定区域、地区計画区域 土地区画整理事業区域、市街地開発事業等区域
防草対策	定期的な草刈りなど	防草シート、防草Co、As、ウッドチップ、碎石、人工芝の施工
測量	任意	用地測量、境界立会
雨水施設	茨城県建築技術基準第9	古河市雨水流出抑制技術基準に則ること
接道	任意	3m以上 ※事業区域が3,000m ² 以上の場合
緩衝帯	任意	3m以上 ※事業区域が3,000m ² 以上の場合
撤去費用積立	任意	義務(整備費の5/100相当)
災害時一時利用	—	協定により実施

新たな事務手続きの流れ

※事前協議は不要場合があります



問合せ先 古河市民部環境課

TEL 0280 (76) 1511 / FAX 0280 (76) 1663 / メール kankyou@city.ibaraki-koga.lg.jp